

# 伝統産業・伝統工芸品経営基盤V字回復雇用促進業務 企画提案募集要項

## 1 目的

現在、伝統産業を取り巻く状況は、人口減少・高齢化による「担い手不足」や生活様式の変化による「需要の低迷」、新型コロナの影響による「売上の減少」など、大変厳しい状況に直面している。こうした危機的状況から早期の回復を図るため、県内外での展示販売会などによる販路拡大や新製品開発の支援、人材育成などを促進することによって、雇用の創出につなげる。

## 2 業務概要

### (1) 委託業務名

伝統産業・伝統工芸品経営基盤V字回復雇用促進業務

### (2) 業務実施形態

委託事業（本事業に採択された事業者と徳島県との間で委託契約を締結）

### (3) 業務委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

### (4) 委託業務内容

別紙「伝統産業・伝統工芸品経営基盤V字回復雇用促進業務委託仕様書」のとおり

### (5) 委託業務金額の上限

9,500千円（消費税及び地方消費税を含む。）

### (6) 委託業務対象経費

別紙「伝統産業・伝統工芸品経営基盤V字回復雇用促進業務委託仕様書」のとおり

### (7) 契約の方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とし、広く企画提案を募集し、その内容を審査して最優秀提案者を選定し、その提案提出者を契約予定者とする。

### (8) 全業務に係る要求

- ア 各業務に係る実施体制を整備すること。
- イ 個人情報保護の規定を備え、遵守すること。
- ウ 各業務実施に関する効率的な広報を行うこと。
- エ 活動の計画及び実施状況を報告を随時行うこと。

### (9) 企画提案の参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- ア 提案事項を十分理解し、適正に遂行できる能力を有する者
- イ 徳島県内に住所（事業者にあつては本店又は支店）を有する者
- ウ 県内において、本業務と同種又はイベント業務の運営の実績を有する者
- エ 法人等その代表者が、次の事項に該当しない者
  - a 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。地方自治法第244条の2第1項の規定により徳島県又は他の地方公共団体からの指定の取消しを受け又は当該処分の日から起算して2年を経過しない者
  - b 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法

律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員も含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体

- c 会社更生法(平成14年法律第154条)に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75条)に基づく破産手続開始の申立てがなされた者。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更正計画の認可が決定、又は再生計画の認可が確定している者については、当該申立てがなされていない者としてみなす。
- d 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者
- e 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者
- f 役員(法令の監査及び監事を含む。)のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体
  - (a) 成年被後見人又は被保佐人
  - (b) 破産者で復権を得ない者
  - (c) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- g 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者
- h 事業所の本社及び営業所等の所在地の都道府県税に未納があること。

### 3 プロポーザルの手続き等

#### (1) スケジュール

令和6年4月19日(金)	募集開始
4月30日(火)	参加申込・質問受付締切
5月17日(金)	企画提案書・辞退届の提出締切
5月下旬(予定)	選定委員会
5月下旬～6月上旬(予定)	契約締結・業務開始

#### (2) 募集要項等の公表

- ア 配布開始 令和5年4月19日(金)
- イ 配布場所 徳島県ホームページ

#### (3) 参加表明書の受付

- ア 受付期間 令和6年4月19日(金)～令和6年4月30日(火)  
午後5時15分まで
- イ 提出書類及び部数
  - a 参加申込書(様式第1号)・・・1部
  - b 添付書類・・・各1部
    - (a) 直近2期分の決算書
    - (b) 法人の場合は登記簿謄本(履歴事項全部証明書)、個人事業者の場合は個人事業開始届の写し
    - (c) 事業所の本社及び営業所等の所在地の都道府県税に未納がない旨の証明書
  - c 会社概要が分かる書類(パンフレット等)・・・7部
  - d 企業共同体にあっては、共同企業体結成届(様式第3号)及び協定書
- ウ 提出方法  
産業創生・大学連携課まで持参または書留郵便により提出すること  
(4月30日(火)午後5時15分までに必着)。  
※持参による受付は、午前8時30分から午後5時15分まで

(土曜、日曜及び祝日を除く)。

(4) 質問の受付

- ア 受付期間 令和6年4月19日(金)～令和6年4月30日(火)  
午後5時15分まで
- イ 受付方法 電子メールにより、「7 問い合わせ先及び書類提出先」あてに  
質問票(様式第4号)を提出すること。
- ウ 回答方法 電子メールにより回答を送付する。

(5) 企画提案書の受付

- ア 受付期間 令和6年5月1日(水)～令和6年5月17日(金)  
午後5時15分まで
- イ 提出書類
  - a 企画提案書送付文(様式第2号)
  - b 企画提案書(任意様式)  
企画提案書には、少なくとも以下の内容を記載すること。
    - ・本業務委託の企画提案内容に関する基本的な考え方・方向性
    - ・本業務委託の目的・仕様内容を踏まえたコンセプト
    - ・具体的な本業務委託企画提案内容
    - ・本業務委託企画提案内容を実施した場合の効果
    - ・本業務委託企画提案内容の具体的なスケジュール
  - c 類似委託業務実績調書(任意様式)  
業務実績(令和元年度以降に受託した類似委託業務(国、地方公共団体、民間企業問わず)について記載すること。
  - d 委託業務に係る経費の見積書(任意様式)積算内訳を記載すること。
- ウ 提出部数 各7部
- エ 提出方法 産業創生・大学連携課まで持参または書留郵便により提出すること  
(5月17日(金)午後5時15分までに必着)。  
※持参による受付は、午前8時30分から午後5時15分まで  
(土曜、日曜及び祝日を除く)。

(6) 留意事項

- ア 応募は1参加者につき1件とする。
- イ 企画提案書の作成、提出に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- ウ 提出された企画提案書の差し替え及び再提出は、原則認めない。ただし、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。
- エ 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- オ 選定されなかった企画提案書は、原則返却しない。
- カ 提案が選定された場合は、企画競争の実施の結果、最適な者として選定した者であるが、契約手続きを完了するまでは当法人との契約関係を生じるものではない。
- キ 業務の実施に当たっては、県と十分協議しながら事業を進めるものとする。
- ク 契約履行過程で生じた成果物、制作物の著作物は、県に帰属する。
- ケ 当要領にない項目で疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。

(7) 選定方法

書面による審査とし、審査委員が企画提案書ごとに各評価項目について点数を記入する。ただし、審査結果如何によっては、いずれの参加者も契約候補者に選定しないことがある。また、参加者が1者だった場合には、総合的に評価して契約候補者としての適否を判断する。

#### (8) 選定基準

選定は書面による審査とし、審査委員は次の観点に基づき審査する。ただし、評価基準の配点等に関する質問は受け付けない。

- ア 業務内容の理解度：事業の目的、趣旨を十分に踏まえた企画提案がなされているか。
- イ 提案内容の実効性：提案内容が具体的で説得力があり成果が期待できるものであるか。
- ウ 業務遂行の確実性：事業の準備を含め業務全体を円滑かつ安定的に遂行できるか。
- エ 予算の妥当性：企画提案内容が予算的に妥当なものであるか。

#### (9) 審査結果

審査の結果については、速やかに参加者に通知するとともに、最優秀提案者(契約交渉の相手方)の名称を徳島県ホームページ上で公表するものとする。ただし、審査の経緯は公表しない。また、選定結果に対する異議申し立ては受理しない。

### 4 契約の締結

#### (1) 契約方法

- ア 審査委員会が選定した最優秀提案者を契約予定者とする。
- イ 契約内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、県と契約予定者が協議を行い決定する。この協議の際に企画提案の内容を一部変更することがある。
- ウ 協議が整った場合に契約を締結することとし、契約条項については契約予定者と協議して定める。
- エ 最優秀提案者との協議が整わなかった場合は、その選定を取り消すとともに、審査委員会において次点となったものを契約予定者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結する。

#### (2) 契約保証金

契約保証金は免除。

### 5 業務の適正な実施に関する事項

#### (1) 関係法令の遵守

請負者は関係法令を遵守すること。

#### (2) 業務の一括再委託の禁止

請負者は、請負者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

#### (3) 個人情報保護

請負者が委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、徳島県個人情報保護条例(平成14年徳島県条例第43号)、知事が取り扱う個人情報に関する徳島県個人情報保護条例施行規則(平成14年徳島県規則第78号)に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めることとする。

#### (4) 守秘義務

請負者は委託業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また委託業務終了後も同様とする。

### 6 業務の継続が困難となった場合の措置について

県と請負者との契約期間中において、請負者による業務の継続が困難になった場合

の措置は、次のとおりとする。

(1) 請負者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

請負者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の解除ができる。この場合、県に生じた損害は、請負者が賠償するものとする。なお、次期請負者が円滑かつ支障なく本業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、県及び請負者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。なお、委託期間終了若しくは契約の解除などにより次期請負者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供しなければならない。

## 7 問い合わせ先及び書類提出先

徳島県 経済産業部 産業創生・大学連携課 ものづくり産業担当

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

TEL 088-621-2317 FAX 088-621-2897

電子メール：sangyousouseidaigakurenkeika@pref.tokushima.lg.jp